（首都圏近郊緑地保全法施行規則の一部改正）

第百五条　首都圏近郊緑地保全法施行規則（平成十二年総理府建設省令第七号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊞」及び備考5を削る。

（近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第百六条　近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行規則（平成十二年総理府建設省令第八号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」及び備考5を削る。

（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第百七条　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則（平成十二年総理府令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第六から別記様式第八までの様式中「印」を削る。

別記様式第九中「氏名又は名称　　印」を「氏名又は名称　　」に改める。

別記様式第十及び別記様式第十一中「印」を削る。

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第百八条　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「印」及び備考5を削る。

別記様式第二中「氏名　　印」を「氏名　　」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

別記様式第四中「氏名　　印」を「氏名　　」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とする。

別記様式第六中「印」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

（解体工事業に係る登録等に関する省令の一部改正）

第百九条　解体工事業に係る登録等に関する省令（平成十三年国土交通省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「申請者　　印」を「申請者　　」に改める。

別記様式第二号から別記様式第四号まで及び別記様式第六号中「印」を削る。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第百十条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第三号、別記様式第四号、別記様式第七号及び別記様式第八号、別記様式第十号の三及び別記様式第十一号から別記様式第十五号までの様式中「㊞」を削る。

別記様式第十六号の二中「申請者　　印」を「申請者　　」に改める。

別記様式第十七号から別記様式第十九号まで及び別記様式第二十一号中「㊞」を削る。

別記様式第二十三号中「申請者　　印」を「申請者　　」に改める。

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第三十一号中「㊞」を削る。

（高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部改正）

第百十一条　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」及び備考3を削る。

（船員に関する個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第百十二条　船員に関する個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「記載し、記名押印又は署名した」を「記載した」に改める。

（小型船舶登録規則の一部改正）

第百十三条　小型船舶登録規則（平成十四年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中

「申請代理人（代理申請の場合）　　住所：　　氏名又は名称：　　印」

を

「申請代理人（代理申請の場合）　　住所：　　氏名又は名称：　　」

に改める。

第二号様式中

「申請代理人（代理申請の場合）　　住所：　　氏名又は名称：　　印」

を

「申請代理人（代理申請の場合）　　住所：　　氏名又は名称：　　」

に改め、同様式注1中「氏名又は名称を記載し押印することに代えて、署名することができる」を「押印することを要しない」に改める。

第三号様式から第八号様式までの様式中「印」及び注1を削り、注2を注とする。

第十五号様式から第十八号様式までの様式中「印」を削る。

第二十一号様式及び第二十二号様式中「印」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

第二十三号様式中「印」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考5までを一つずつ繰り上げる。

第二十四号様式中「印」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

第二十六号様式中

「住　　所：　　氏名又は名称：　　印」

を

「住　　所：　　氏名又は名称：　　」

に改め、注を削る。

（小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める省令の一部改正）

第百十四条　小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める省令（平成十四年国土交通省令第五号）の一部を次のように改める。

第一号様式及び第二号様式中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部改正）

第百十五条　特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成十四年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「印」及び注意2を削り、注意3を注意2とする。

（都市再生特別措置法施行規則の一部改正）

第百十六条　都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「申請者氏名　　印」を「申請者氏名　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意2①を削り、注意2②を注意2①とし、注意2③から注意2⑤までを一ずつ繰り上げる。